

月額顧問プラン利用規約

2026年7月30日制定

本規約は、おおぐし行政書士事務所（以下「当事務所」という。）が提供する「月額顧問プラン」（以下「本プラン」という。）の利用に関する事項を定めるものです。

本規約は、当事務所が別途定める「利用規約」（<https://oggo.jp/>に掲載、以下「原規約」という。）に優先して適用されるものとし、本規約に定めのない事項については、原規約の規定を適用します。

本プランへのお申込みは、当事務所が発行する「見積書」及びそれに紐づく「お申込書」（以下併せて「見積書兼申込書」という。）により行うものとし、お申込みにあたり、利用者（以下「顧問先」という。）は本規約及び原規約の内容を確認し、これに同意したものとみなします。

第1条（目的、法的性質及び適用範囲）

1. 本規約は、当事務所が顧問先に対して継続的に提供する薬機法等に関するコンサルティング、相談・指導等の業務（以下「本業務」という。）に関する基本的事項を定めることを目的とします。
2. 本プランは、当事務所が善良なる管理者の注意義務をもって本業務を遂行する準委任類似の性質を有するものであり、特定の成果物の完成や許認可等の取得結果を保証するものではないことを、当事務所及び顧問先は相互に確認します。
3. 本規約及び見積書兼申込書に定める事項は、原規約に優先して適用されるものとし、本規約に定めのない事項については、原規約の規定を適用します。

第2条（本業務の範囲）

当事務所は、顧問先に対し、見積書兼申込書に記載の月額顧問報酬の範囲内で、以下の業務を提供します。

（1）実務・面談チケット

- ① 顧問先は、1ヶ月あたり4枠（1枠あたり45分相当。以下「本チケット」という。）を上限として、以下の業務に本チケットを充当することができます。
 - オンラインまたは対面によるコンサルティング及び相談
 - 行政機関等への匿名照会の代行
 - 手順書その他顧問先が指定する記録類の確認・チェック（※ただし、当事務所による確認・チェックは当事務所の専門的見地からの助言にとどまるものであり、当該記録自体の適法性や完全性を法的に保証するものではありません。）
- ② 本チケットは当月内に消化されなかった場合、理由の如何を問わず翌月以降に繰り越されません。
- ③ 1回の対応が1枠（45分）の目安時間を超過する見込みの場合、当事務所は顧問先に対しその旨を通知し、(a)複数枠の消費、(b)当該枠内で確認できた範囲での対応、(c)個別業務としての別途見積り、のいずれかを顧問先と協議の上決定します。

(2) メール相談

顧問先は、原則として回数無制限で、電子メールによる相談を行うことができます。ただし、以下の条件によります。

- (1) 当事務所への送信者は、顧問先があらかじめ定めた窓口担当者（原則1名）に限るものとします。
- (2) 当事務所の回答は、原則として受信後2～3営業日以内を目安とし、当該期間内の回答をもって当事務所の義務履行完了とします。
- (3) 顧問先からの相談が、当事務所の合理的な対応能力を著しく超える頻度又は分量に及ぶと当事務所が判断した場合、当事務所は顧問先と協議の上、当該超過分について別途実務費用を請求することができます。

(3) 優先予約権

顧問先は、通常の相談予約における制約（予約の3日前までの申込み等）にかかわらず、最短で希望日の前日（24時間前）までの申込みにより予約をすることができ、また、午前中（10:00～）の枠も利用することができます。

(4) 個別業務に関する割引

顧問先が第4条に定める個別業務を当事務所に委託する場合、当事務所は顧問先に対し、当事務所所定の通常報酬から10%以上20%以下の範囲内で当事務所が定める割引を適用します。

第3条（訪問対応）

1. 当事務所が顧問先の事業所等を訪問して本業務を提供する場合、当該訪問における滞在時間に応じ、45分ごとに本チケット1枚を消費するものとします。45分に満たない端数が生じた場合も、1枚を消費するものとします（切り上げ）。
2. 前項に加え、当事務所は顧問先に対し、(a)当事務所から訪問先までの往復に要する交通費実費、及び(b)往復の移動に要する時間に応じた日当（1時間あたり5,000円とし、1時間に満たない端数は1時間に切り上げて計算します）を、別途実費として請求します。前号の移動に要する時間は、地図検索サービス（Googleマップ等）が示す当該経路の標準的な所要時間を往復分として算出するものとし、実際の交通事情（渋滞、遅延等）による所要時間の変動は考慮しないものとします。
3. 顧問先が訪問を希望する時点で、滞在予定時間に対して当月の残チケットが不足する場合、当事務所は顧問先に対しその旨を通知し、(a)次月への訪問の持ち越し、又は(b)不足分を個別業務として別途見積りにて対応する等、顧問先と協議の上決定します。

第4条（個別業務）

1. 第2条及び前条に定める本業務の範囲を超過する相談、または以下の各号に掲げる許認可申請等の個別の業務（以下「個別業務」という。）については、本業務には含まれないものとします。
 - (1) 医薬部外品の製造販売承認申請、一部変更承認申請、代替新規承認申請等の各種申請代理・書類作成業務

- (2) 業許可（製造販売業・製造業等）の新規申請・更新申請等の代理・書類作成業務
 - (3) その他、許認可申請書類の作成・提出を伴う場合や、所要時間が本チケット1枠の範囲を著しく超えると見込まれる場合等、業務の内容・性質に鑑み、当事務所が本業務の範囲外（個別業務）であると判断した業務
2. 当事務所は、顧問先から個別業務の委託を受けた場合、別途顧問先に対して見積書を提示し、顧問先がこれを承諾した場合に限り、個別の申込みを受けて当該業務を遂行します。個別業務の報酬及び費用については、原規約第三章（費用）の定めに従うものとします。

第5条（顧問報酬及び支払方法）

1. 顧問先は、当事務所に対し、第2条に定める本業務の対価として、見積書兼申込書に記載する月額顧問報酬を支払うものとします。
2. 前項の顧問報酬は完全な前払い制とし、顧問先は以下の定めに従い、当事務所の指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとします。振込手数料は顧問先の負担とします。
 - (1) 初月分：顧問先は、本業務の提供開始希望日をあらかじめ当事務所に申し出るものとします。当事務所は、当該申し出に基づき、開始希望日から当月末日までの日割り計算（1ヶ月を30日として計算し、1円未満の端数は切り捨てる）により算出した初月分の請求書を発行し、顧問先はこれに記載された期日までに支払うものとします。当事務所は、当該支払いの確認をもって、本業務の提供を開始します。
 - (2) 次月以降分：毎月15日に当事務所から顧問先へ翌月分の請求書を発行し、顧問先は当月末日までに支払うものとします。
3. 【日割り計算の排除（初月を除く）】初月分を除き、理由の如何を問わず、月の途中で本契約が終了した場合であっても、受領済みの月額顧問報酬の返金及び日割り計算は一切行わないものとします。

第6条（契約期間及び解約）

1. 本プランに基づく契約の期間は、本業務の提供開始日（前条第2項第1号に定める日）から当該提供開始日の属する月の末日までとします。
2. 期間満了の日までに、当事務所又は顧問先のいずれからも書面又は電子メールによる解約の申し出がない場合、本契約は同一条件でさらに1ヶ月間自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。
3. 本契約の期間中に顧問先から解約の申し出があった場合、本契約は、解約の申し出が当事務所に到達した日の属する月の末日（当月末日）をもって終了するものとします（例：8月10日に解約の申し出が到達した場合、8月末日をもって契約終了となります）。これにより、解約申し出以降の新たな月額顧問報酬の請求は発生しないものとします。
4. 【顧問報酬の改定】当事務所は、経済情勢の変動や提供業務の増減等を勘案し、契約期間中であっても、顧問先に対して1ヶ月前までに書面または電子メールで通知することにより、次回の更新時より顧問報酬の額を改定することができます。顧問先は、当事務所からの改定通知到達後、当該更新の期日までに異議を述べなかった場合、当該改定に同意したものとみなします。顧問先

が改定に同意しない（異議を述べた）場合は、本契約は当該更新のタイミングをもって終了するものとします。

第7条（業務の停止及び解除）

1. 当事務所は、顧問先が以下の各号のいずれかに該当したときは、何らの催告を要せず、本業務の提供を停止し、または本契約を解除することができます。
 - （1）第5条に定める顧問報酬の支払いを遅延し、当事務所が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、なお支払わないとき
 - （2）原規約または本規約のいずれかの規定に違反したとき
 - （3）その他、当事務所と顧問先との間の信頼関係を著しく損なう行為があったとき
2. 前項に基づく業務の停止または契約の解除により顧問先に生じた損害について、当事務所は一切の責任を負わないものとします。

第8条（連絡手段と特則）

1. 当事務所と顧問先との間の本業務に関する連絡は、原則として電子メール、または事前予約制のオンラインミーティングにより行うものとします。
2. 顧問先は、緊急を要する場合であっても、原規約IVの2.に定める通り、当事務所が外出中等により電話応対ができない場合があることを予め承諾するものとします。

第9条（秘密保持）

当事務所及び顧問先は、本契約に関連して相手方から開示された秘密情報を、善良なる管理者の注意義務をもって管理し、相手方の事前の書面による承諾なく、第三者に開示または漏洩してはならないものとします。本条の規定は、原規約第V章の定めに加え、本契約終了後も有効に存続するものとします。ただし、その存続期間は本契約終了日から3年間とします。ただし、個人情報及び法令上保護義務期間の定めがある情報についてはこの限りではありません。

第10条（損害賠償）

本契約に関する当事務所の顧問先に対する損害賠償責任は、原規約第IX章の定めによるものとし、同章第1項第b号における「報酬額」とは、損害の原因となった事由が発生した月の属する1ヶ月分の月額顧問報酬額をいうものとします。

第11条（反社会的勢力の排除）

1. 顧問先は、顧問先及びその役員が反社会的勢力に該当しないこと、また反社会的勢力と何らの関係も有しないことを表明し、保証するものとします。
2. 顧問先が前項の表明保証に違反した場合、当事務所は何らの催告を要せず本契約を解除できるものとし、これにより顧問先に生じた損害について当事務所は一切の責任を負わないものとします。

第12条（本規約の変更）

1. 当事務所は、本規約を変更することができるものとします。ただし、既に本プランに申し込んでいる顧問先に対する変更については、変更内容を1ヶ月前までに書面又は電子メールで通知するものとします。
2. 顧問先が前項の通知後、当該変更の適用開始日までに異議を述べなかった場合、当該変更に同意したものとみなします。

第13条（信義則、協議事項及び管轄裁判所）

1. 当事務所及び顧問先は、互いに信義誠実の原則を重んじ、良好な信頼関係を築くよう努めるものとします。
2. 本規約に定めのない事項、または本規約の解釈に疑義が生じた事項については、当事務所及び顧問先が誠意をもって協議の上、円満にこれを解決するものとします。
3. 当事務所及び顧問先は、本契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。